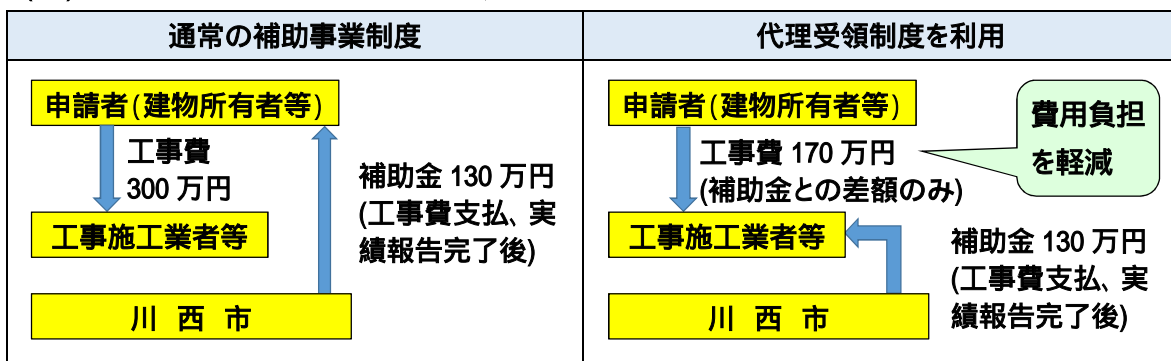


川西市住宅耐震改修促進事業に係る補助金代理受領制度について

○代理受領制度とは

代理受領制度とは、申請者(建物所有者)からの委任により、事業者(耐震改修計画策定や耐震改修工事等を行う業者)が、代理で補助金を受領する制度です。この制度を利用することで、申請者は工事等代金と補助金の差額(自己負担分)のみを事業者に支払えばよいことになり、申請者の初期費用負担が軽減されます。

(例) 300万円の耐震改修工事を行い、130万円の補助金を受ける場合



○活用できる補助メニュー

住宅耐震改修促進事業のうち、代理受領制度を活用できる補助メニューは以下のとおりです。

住宅耐震改修計画策定補助	住宅耐震改修工事費補助	
簡易耐震改修工事費補助	屋根軽量化工事費補助	シェルター型工事費補助
住宅建替工事費補助	防災ハット等設置費補助	

○利用する場合の注意事項

代理受領制度を利用するには、申請者(委任者)と工事施工業者等(受任者)双方において、制度利用に関する理解と合意が必要です。裏面の「代理受領制度手続きの流れ」を参照し、通常の補助申請等に必要な書類と合わせて、代理受領制度の利用に必要な書類を添付してください。

○利用を取り下げる場合、届出内容に変更が生じる場合

代理受領制度の利用を取り下げる場合は、工事等が完了するまでに代理受領制度利用取り下げ届(様式第代受3号)を提出してください。

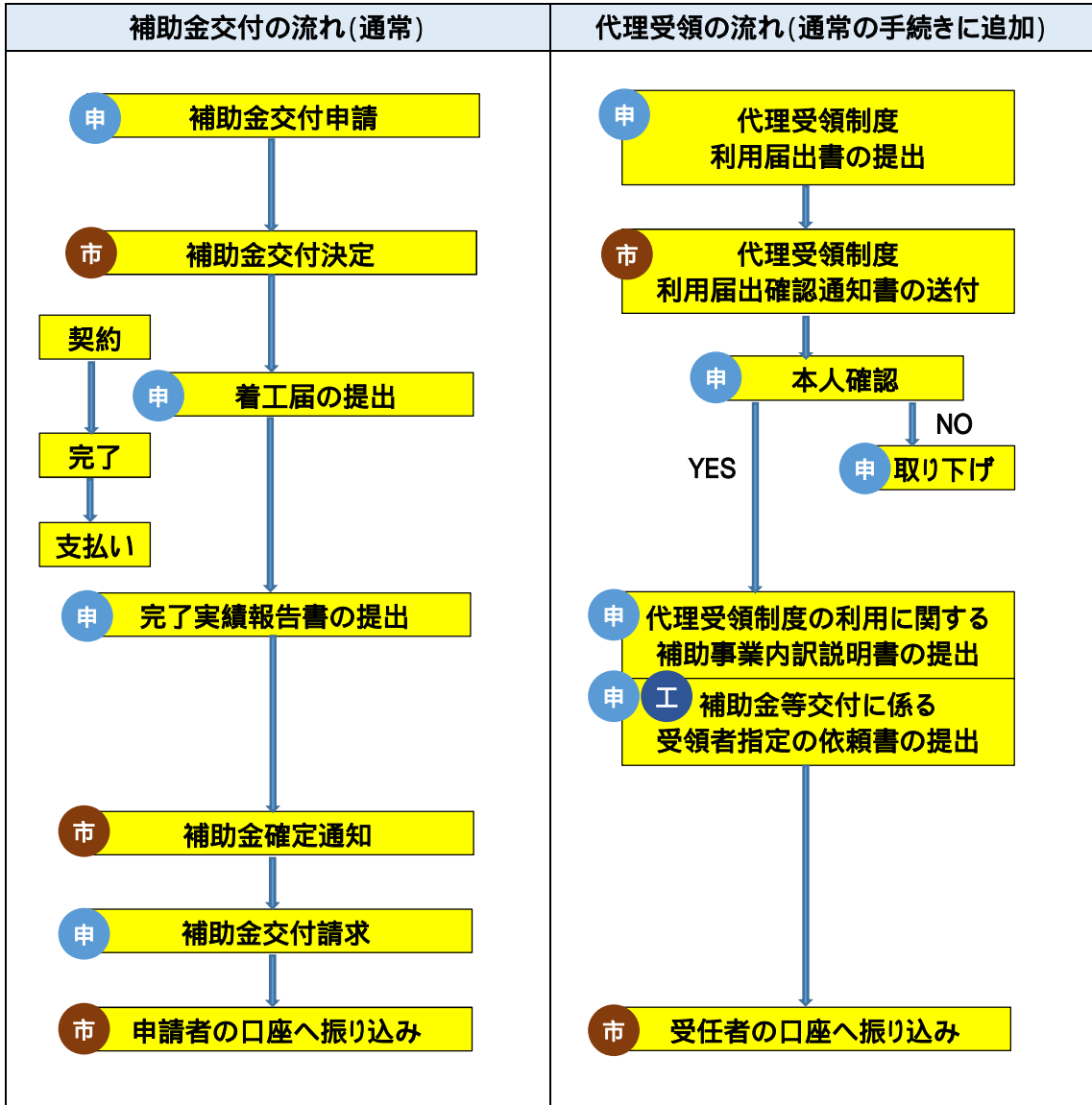
届出内容に変更が生じる場合は、代理受領制度利用に関する変更届出書(様式第代受4号)を提出してください。

様式等詳細については、市にお問い合わせください。

【お問い合わせ・申し込み先】

川西市都市政策部住宅政策課(市役所5階5番窓口) TEL 072 - 740 - 1205

○代理受領制度手続きの流れ



① 申請者

② 市

③ 工事施工業者等